

掲載内容

第1章 交通事故訴訟の特徴

- 1 立証責任の転換
- 2 保険制度の充実
- 3 過失相殺率と損害賠償額の基準化

第2章 責任(総論)

- 1 損害賠償請求の根拠規定
 - (1) 民法に基づく請求
 - (2) 自賠法3条に基づく請求
 - (3) 民法709条と自賠法3条の関係
- 2 請求する相手方
- 3 訴訟物

- (1) 人的損害
- (2) 物的損害
- 4 過失
 - (1) 過失の意義
 - (2) 過失の主要事実

第3章 自賠法3条に関する問題

- 1 運行供用者
 - (1) 自動車の貸与者
 - (2) 名義貸与者
 - (3) 泥棒運転
 - (4) 代行運転
 - (5) 運送業者
 - (6) 自動車修理業者
 - (7) 元請人
 - (8) 従業員による事故
 - (9) 使用を容認されていた者の友人が起した事故
- 2 運行
 - (1) 牽引中の車両の事故
 - (2) クレーン車のクレーン作業中の事故
 - (3) 構内自動車による事故
 - (4) 駐停車中の車両による事故
 - (5) 非接触事故
- 3 運行起因性
 - (1) 荷積み・荷降ろし作業中の事故
 - (2) 近時の裁判例の動向
- 4 他人性
 - (1) 配偶者・好意(無償)同乗者
 - (2) 運転補助者
 - (3) 共同運行供用者
- 5 免責

第4章 責任能力

- 1 未成年者の責任能力
- 2 親権者の責任
- 3 監督義務者の責任
 - (1) 自賠法3条による責任
 - (2) 民法709条による責任
- 4 精神上の障害により責任弁識能力を欠く状態にある者の責任能力
 - (1) 運転者が疾患の影響で運転中に意識を失って人身事故を起こした場合
 - (2) 運転者が疾患の影響で運転中に意識を失って物損事故を起こした場合
- 5 認知症患者の介護者の監督義務者責任

第5章 共同不法行為

- 1 総論
- 2 異時交通事故
- 3 交通事故と医療事故の競合
- 4 交通事故と道路の瑕疵
- 5 運転前に飲酒を勧めた者の責任
 - (1) 同乗型の飲酒運転関与者
 - (2) 非同乗型の飲酒運転関与者
- 6 被害者にも過失がある場合の過失相殺
- 7 共同不法行為者が損害額の一部を支払った場合の被害者の請求権
- 8 第三者又は被用者の使用者に対する求償
 - (1) 第三者の使用者に対する求償
 - (2) 被用者の使用者に対する求償

第6章 損害(一般)

- 1 損害額算定の基準
- 2 3庁共同提言
- 3 損害の内訳
- 4 人的損害
- 5 定期金賠償
 - (1) 全般

- (2) 後遺障害逸失利益
- (3) 将来の介護費

第7章 積極損害

- 1 治療関係費
- 2 入院雑費
- 3 交通費
- 4 付添看護費
- 5 将来の介護費
- 6 装具・器具購入費等
- 7 家屋改造費等
- 8 葬儀関係費
- 9 その他の積極損害

第8章 消極損害

- 1 休業損害
 - (1) 基礎収入
 - (2) 休業期間
- 2 後遺障害による逸失利益
 - (1) 基礎収入
 - (2) 労働能力喪失率
 - (3) 労働能力喪失期間
 - (4) 中間利息の控除
 - (5) 重度後遺障害(遷延性意識障害)
 - (6) 中間利息控除の基準時
 - (7) 後遺障害の種類
- 3 死亡による逸失利益
 - (1) 生活費控除
 - (2) 年金の逸失利益性
 - (3) 相続人以外の者の扶養利益の喪失
 - (4) 外国人

第9章 精神的損害(慰謝料)

- 1 死亡慰謝料
- 2 入院院慰謝料(傷害慰謝料)
- 3 後遺障害慰謝料
- 4 一身専属性
- 5 近親者慰謝料
- 6 外国人

第10章 物的損害

- 1 車両修理費等
 - (1) 修理が可能な場合
 - (2) 修理が不可能な場合
- 2 代車使用料
- 3 休車損害
- 4 評価損
- 5 所有権留保、リース車両
 - (1) 所有権留保特約付の場合
 - (2) リース契約の場合
- 6 慰謝料

第11章 弁護士費用・遅延損害金

- 1 弁護士費用
- 2 遅延損害金
 - (1) 基本
 - (2) 自賠法16条
 - (3) 労災保険等
 - (4) 求償金
 - (5) 遅延損害金の元本組入れ

第12章 過失相殺の素因減額

- 1 過失相殺
 - (1) 基準
 - (2) 被害者の過失相殺能力
 - (3) 被害者側の過失
 - (4) 好意(無償)同乗
 - (5) シートベルト不装着
 - (6) 一部請求と過失相殺
- 2 素因減額

第13章 事故後の事情変更

- 1 逸失利益と事故と無関係な後発的事情による死亡
- 2 介護費用と口頭弁論終結前の死亡
- 3 交通事故後の被害者の自殺
- 4 後遺障害が口頭弁論終結後に発生した場合

第14章 損益相殺

- 1 控除の対象となる給付
 - (1) 自賠責保険金(自賠法16条)
 - (2) 政府の自動車損害賠償保障事業填補金(自賠法72条)
 - (3) 任意保険金
 - (4) 各種社会保険給付
 - (5) 各種保険金

- (6) その他
- 2 控除の時的範囲
 - (1) 被害者が加害者に対して請求する場合
 - (2) 政府の自動車損害賠償保障事業填補金の場合
- 3 控除の主観的範囲
- 4 損益相殺と過失相殺との先後関係
 - (1) 自賠責保険金・政府の自動車損害賠償保障事業填補金・任意保険金
 - (2) 労災保険金
 - (3) 健康保険法等による給付
 - (4) 国民年金・厚生年金

第15章 消滅時効・その他

- 1 消滅時効
 - (1) 後遺障害事案の時効の起算点
 - (2) 時効の完成猶予と更新
 - (3) 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予
 - (4) 自賠法72条1項による請求権の起算点
- 2 その他
 - (1) 供託
 - (2) 相殺
 - (3) 損害額の算定

第16章 自動車保険

- 1 自賠責保険とは
- 2 自賠責保険金の請求
 - (1) 加害者請求(自賠法15条)
 - (2) 被害者請求(自賠法16条)
 - (3) 自賠法15条又は16条1項に基づく請求の場合の損害額の基準
- 3 政府の自動車損害賠償保障事業(自賠法72条)
- 4 任意保険
 - (1) 支払の手順
 - (2) 特約

第17章 手続

- 1 相談から受任
 - (1) 当事者
 - (2) 自動車の所有者
 - (3) 保険会社
 - (4) 事故態様
 - (5) 損害
 - (6) 相談に当たった時の留意点
 - (7) 訴訟外の紛争解決
 - (8) 簡易裁判所における交通調停
- 2 訴えの提起及び主張
 - (1) 当事者
 - (2) 管轄
 - (3) 訴状における請求の特定
 - (4) 請求原因
 - (5) 答弁書
 - (6) 争点
 - (7) 債務不存在確認請求
- 3 証拠(事故態様)
 - (1) 交通事故証明書
 - (2) 刑事事件の記録
 - (3) 実況見分調書
 - (4) ドライブレコーダー等
 - (5) 信号機表示周期表等
 - (6) 現場写真
 - (7) 診療録
- 4 証拠(損害)
 - (1) 治療費等
 - (2) 交通費
 - (3) 入院雑費
 - (4) 付添看護費
 - (5) 休業損害
 - (6) 後遺障害
 - (7) 介護費
 - (8) 物的損害
- 5 和解

索引

- 事項索引 ○判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

〔改訂版〕

交通事故事件の実務

ー裁判官の視点ー

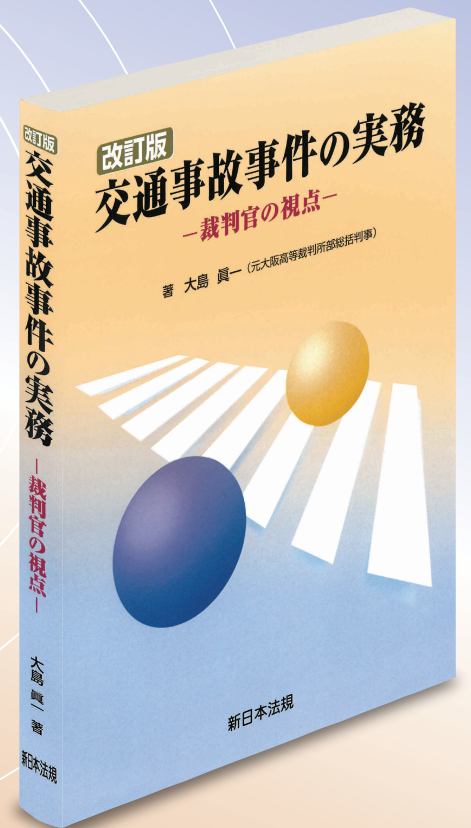
著 大島 眞一 (元大阪高等裁判所部総括判事)



法曹関係者必携の決定版!

◆裁判官としての永年の経験から得た知見に基づき、実務上の論点や訴訟手続上の留意点をまとめ、余すことなく開示しています。

◆訴訟遂行の参考となる最高裁判例及び近時の下級審裁判例を取り上げ、最新の裁判事情を踏まえて解説しています。



A5判・総頁318頁
 定価4,070円(本体3,700円) 送料460円
 ISBN978-4-7882-9266-6

0120-089-339 (通話料無料)
 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



詳細はコチラ!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
 〈電子版〉
 定価 3,740円(本体 3,400円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。
 「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。
 ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

内容見本 (A5判縮小)

(5) 非接触事故

【最高裁昭和47年5月30日判決(民集26・4・939)要旨】

加害車両が異常な態様で接近したことから、被害者が慌てて避けようとして転倒し負傷した事故について、「接触がないときであっても、車両の運行が被害者の予測を裏切るような常軌を逸したものであって、歩行者がこれによって危難を避けるべき方法を見失い転倒して受傷するなど、衝突にも比すべき事態によって傷害が生じた場合には、その運行と歩行者の受傷との間に相当因果関係を認めるのが相当である」とした。

非接触の一事をもって因果関係は否定されないことを述べたものと解される。

なお、最高裁平成27年4月9日判決(民集69・3・455)は、小学5年の児童が校内のサッカーの練習でゴールに向かってフリーキックの練習をしていたが、蹴ったボールが道路に出、自動二輪車を運転していた者がボールを避けようとして転倒して死亡したという事案について、児童がボールを蹴ったことと被害者がそれを避けようとして転倒したこととの間の相当因果関係を認めている。

3 運行起因性

自賠法3条は、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行に『よって』他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」と規定している。運行に「よって」というのは、①運行に際して事故が発生すればよく、運行と人身損害との間に時間的・場所的近接性があればよいとする説、②運行と事故との間に事実的な因果関係があれば足りるとする説、③運行と事故と

訴訟物との関係で問題となるのは、原告(被害者)が一時金賠償を、被告(加害者・保険会社)が定期金賠償を求めた場合、裁判所において定期金賠償を認めることが処分権主義に反しないか、という点である。最高裁昭和62年2月6日判決(裁判集民150・75)は、「損害賠償請求権者が訴訟上一時金による賠償の支払を求める旨の申立をしている場合に、定期金による支払を命ずる判決をすることはできないものと解するのが相当である。」と否定したが、現行民事訴訟法において確定判決の変更制度(民訴117)が認められる前の事件であり、一時金賠償請求に対し定期金賠償を認めても処分権主義に反しないとする見解も有力である。

下級審裁判例としては、原告(被害者)が一時金賠償を求めているのに対し定期金賠償を認めることができるにつき、数的には認めることはできないとした裁判例が多いが、原告が定期金賠償を求めている以上理論的にできないとした裁判例以外に、当該事案では相当でないとした裁判例もあり、どちらが優勢ということではできない。

また、原告が平均余命までの一時金を求めているのに対し、裁判所が死亡するまでの定期金の支払を求めることは、原告が求めている事項(平均余命を超える部分の介護費用)についても判決をすることになり、処分権主義に違反するとする見解もあるが、定期金につき中間利息を控除して現在値に直したものが一時金であるということができ、経済的には等価値、すなわち、判決の時点で「どちらが得になる」

② 被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと
被害者に過失があったこと又は運転者以外の第三者に過失があったことを立証しなければならない。

③ 自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと
構造上の欠陥とは、自動車各部の装置、部品の材料、仕組み等に欠陥があることをいい、機能の障害とは、各装置が規定どおりに作動しないことをいい、これらがなかったことを立証しなければならない。もともと、事案によっては、上記①から③までの全てを主張・立証する必要がない場合もある。例えば、前照灯が故障していても、昼間の交通事故であれば、事故発生と関係がないので、免責を受けようとする運行供用者は、上記に該当する事実が当該事故と関係がない旨を主張・立証すれば足りる(最判昭45・1・22民集24・1・40)。

○自賠法3条の免責が認められた最高裁判決要旨

【最高裁昭和45年1月27日判決(民集24・1・56)】

交通整理の行われていない見通しの悪い交差点に、狭路から進入した原動機付自転車と、広路の国道から進入した普通貨物自動車とが衝突した事案につき、普通貨物自動車の運転者の過失を否定した。

【最高裁昭和45年5月22日判決(判時599・27)】

深夜酒に酔って幅員16mの目抜き通りの横断歩道でない場所をほぼ横断し終えたところで、1、2歩後退した歩行者と、当該歩行者を認め時速約10kmに減速して進行していた自動車とが衝突した事案につき、自動車の運転者の過失を否定した。

【最高裁平成3年11月19日判決(判タ774・135)】

【原告が一時金賠償を求めているのに対し、裁判所が定期金賠償を認めることができるとした裁判例】

東京高判平15・7・29判時1838・69、福岡地判平17・3・25自保1593・19、福岡高判平18・4・11自保1649・2、福岡地判平23・1・27判タ1348・191、東京地判平24・10・11判タ1386・265、東京高判平25・3・14判タ1392・203

【原告が一時金賠償を求めているので、裁判所が定期金賠償を認めることはできないあるいは相当でないとした裁判例】

東京地判平17・2・24交民38・1・275、大阪地判平17・7・27交民38・4・1060、東京地判平18・3・2判時1960・53、福岡地判平18・9・28判時1964・127、東京地判平21・10・2自保1816・35、福岡高判平22・1・26自保1824・55、東京地判平22・3・26交民43・2・455、福岡高判平23・12・22判時2151・31(前記福岡地判平23・1・27の控訴審)、名古屋地判平24・3・16交民45・2・347、東京地判平28・2・25交民49・1・255
前記最高裁令和2年7月9日判決後に定期金賠償が相当とはいえないとして、後遺障害事案につき定期金賠償を否定した裁判例として、次の2つがある。

① 岐阜地裁令和2年12月23日判決(自保2083・1)

原告が定期金賠償を求め、被告が一時金賠償を求めた遷延性意識障害者(後遺障害等級1級)につき、将来労働能力が重篤化することも軽減することも想定し難いとして定期金賠償を否定。

② 札幌地裁令和2年12月28日判決(自

原告が定期金賠償を求め、被告が1級9級の者につき、後遺障害の程度かえ難いこと、自らの労働で相当程度で、定期金の必要性が高いとはいえない

自折加に過

【最高裁平成11年7月19日判決(交民32・4・1008)】

自動二輪車が、道路中央線を越えて進入してきた対向の自動車と接触した後、対向車線に進出して対向車線を走行していた加害自動車と衝突した事案につき、加害自動車には事故を回避することが著しく困難であるとして、加害自動車の運転者の過失を否定した。

なお、上記3要件以外に「不可抗力」を理由とする免責が認められるかについては見解が分かれているが、それを認めた最高裁判決はない。

コラム 過失がないことの立証

従来、人身事故の場合、自賠法3条ただし書の立証は難しく、加害者は責任を負うことを前提として、大幅な過失相殺をすることが多かった(私の十数年前の大阪地裁交通部での記憶では、自賠法3条ただし書を適用して加害者が責任を負わないとした事例は思い浮かばない)。双方の言い分が食い違う場合、自賠法3条により、立証責任が転換されており、加害者が過失がなかったことを立証しなければならないが、それが困難だったことによる。

ところが、最近は、ドライブレコーダーがかなり普及し、それが証拠として提出され、加害者に過失がなかったことの立証に成功した事例を2例(高裁は交通事故も各部に配点され、各部に来る交通事故の件数は毎年20~30件程度である)経験した。1つは、トラックが直進走行していたが、後続のバイクが追い越そうとしてトラックに衝突した事案で、トラックのドライブレコーダーにより最高速度を遵守し、車線変更することもなく直進していたことが分かり、トラックに過失がないとしたものである。もう1つは、直進していたタクシーが、その前方に横から無理に車線変更した自動車と衝突した事案であり、ドライブレコーダーの映像からタクシーに過失はないとしたものである。

ドライブレコーダーは、当事者の主張とは異なり、客観的に明らかなことであるので、過失の判断に相当役立っているといえる(ドライブレコーダーについては、268頁参照)。

【最高裁令和4年7月14日判決(民集76・5・1205)】

〔(前掲最判平成30年9月27日を掲げた後)、このことは、被害者又は国が上記各直接請求権に基づき損害賠償額の支払を受けるにつき、被害者と国との間に相対的な優先劣後関係があることを意味するにとどまり、自賠責保険の保険会社が国の上記直接請求権の行使を受けて国に対してした損害賠償額の支払について、弁済としての効力を否定する根拠となるものではないというべきである(なお、国が、上記支払を受けた場合に、その額のうち被害者が国に優先して支払を受けるべきであった未填補損害の額に相当する部分につき、被害者に対し、不当利得として返還すべき義務を負うことは別論である。〕

したがって、被害者の有する直接請求権の額と、労災保険法12条の4第1項により国に移転した直接請求権の額の合計額が自賠責保険金額を超える場合であっても、自賠責保険の保険会社が国の上記直接請求権の行使を受けて国に対して自賠責保険金額の限度でした損害賠償額の支払は、有効な弁済に当たると解するのが相当である。〕

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-3111 本社 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-3111